



2025年1月6日

各 位

会 社 名 株式会社アビスト  
代表者名 代表取締役社長 進 顕  
(コード：6087、東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員 経営推進部門  
シニアマネージャー 藤田 知哲  
(TEL 0422-26-5960)

## 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、2025年1月6日付で内部統制報告書の訂正報告書を金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出しましたので、下記の通りお知らせします。

### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

2021年9月期 内部統制報告書 (自2020年10月1日 至2021年9月30日)  
2022年9月期 内部統制報告書 (自2021年10月1日 至2022年9月30日)  
2023年9月期 内部統制報告書 (自2022年10月1日 至2023年9月30日)

#### 2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたしました。  
なお、訂正箇所には下線      を付して表示しております。

#### 3. 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすものであり、開示すべき重要な不備と判断しました。したがって、当事業年度末における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

### 記

当社が、静岡労働局に対しこれまでに行った雇用調整助成金の申請につき、同局から支給申請の一部が適切でなかった疑いがあるとして調査が行われた結果、本助成金の支給要件に対する当社の認識不足に起因し、一部申請に過誤があると判断され、支給決定取消通知書を受領しました。その後、静岡労働局以外の労働局への申請分についても、当社内で自主調査を実施し、同様の認識不足及び管理体制の不備に起因する不適切と思われる事例が確認されました。これを受け、事実関係の把握のため、2024年10月29日、独立社外取締役2名（弁護士・公認会計士）及び弁護士1名で構成する特別調査委員会を設置し、事実関係の調査、類似する事案の存否及び事実関係の調査、その調査の結果判明した事実が業績に与える影響の調査、本件事案の原因究明と再発防止策の策定、その他調査が行われました。当社は2024年12月20日に受領した調査報告書の内容を確認した結果、2020年9月から2022年10月までに受給した雇用調整助成金の申請について、共通要領・雇用調整助成金支給要領上の不正受給に該当する可能性のある申請や、不適切な申請内容が含まれていることが判明し返納することとしました。

これに伴い、過年度に営業外収益として計上されていた助成金収入等を修正し、2021年9月期から2023年9月期の有価証券報告書、2022年9月期第1四半期から2024年9月期第2四半期までの四半期報告書について決算訂正を行い、2025年1月6日に訂正報告書を提出しました。

雇用調整助成金の不適切な申請が発生した主な原因は、次の通りです。今回の雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例助成金ではありますが、助成金制度について理解が不足しており、申請に係るルール・責任体制や社内連携の不備があったこと、申請期限との関係で十分な精査を行わず申請したことが挙げられます。また、雇用調整助成金の受給要件についての詳細を把握しなくとも、その適合性について疑問を抱き得る場面はあったものの是正できなかった組織的な要因があります。その要因として、全社的なコンプライアンス意識の鈍麻、上長の指示に対して機械的に従う企業風土、内部統制の構築が不十分で機能していなかったことが挙げられます。当社は、これらの内部統制の不備が財務報告に重要な影響を及ぼすものであり、全社的な内部統制について、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

なお、上記開示すべき重要な不備については、当事業年度末以降に判明したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するため、本件特別調査委員会からの指摘・提言を踏まえて以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図っていきます。

#### 再発防止策

##### ① 社内ルール及び責任体制の明確化

- ・社内規程による主管部署・責任者の明確化
- ・取締役が参加する会議等における協議・確認を通じた社内ルール・責任体制の明確化
- ・社内関係者及び社外専門家との連携強化

##### ② リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の実行性の確保

- ・リスク管理委員会・コンプライアンス委員会の開催頻度の見直し
- ・リスク管理委員会・コンプライアンス委員会における協議の深度化と具体化

##### ③ 監査室の内部監査機能の強化

- ・監査室の人員拡充と監査内容・監査項目の見直し

##### ④ 内部通報制度の充実化

- ・内部通報制度の見直しを行い、総務部以外の通報・相談窓口を設置

##### ⑤ コンプライアンス教育の実施

- ・役員、従業員に対する体系的なコンプライアンス教育の実施と全社的なコンプライアンス意識の向上

以上